

上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式に沿った働き方の促進に資するため、市内に転入した移住者が自宅において新たにテレワークを開始するために必要な資金について、予算の範囲内で上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 市外の市区町村に5年以上居住し、令和2年4月1日以後に市内に転入した者をいう。
- (2) テレワーク 情報通信技術の活用により、場所及び時間その他の制約にとらわれない柔軟な働き方をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる移住者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市税の滞納がない者
- (2) この告示に基づく補助金を受けたことがない者
- (3) 自宅において新たにテレワークを行う者

2 前項の要件を満たす対象者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、対象としない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者又は物件の所有者が上野原市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者である場合
- (2) その他市長が補助対象者として適当でないと認める場合

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、自宅において新たにテレワークを開始する際

に必要となるインターネット環境を整備するための工事費及び加入金とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の全額とし、1世帯につき10万円を上限とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下この条において「申請者」という。)は、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 転入してから1年未満に転出した場合

(3) その他市長が不相当と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、交付決定者にやむを得ない特別の事由があると市長が認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金返還命令書（様式第4号）により、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（失効）

- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

年 月 日

上野原市長 宛

住 所
氏 名
連絡先

㊟

上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付申請書

上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金の交付を受けたいので、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 対象経費の額 円

2 補助申請額 円

3 添付書類

- (1) 領収書の写し
(インターネット回線に加入したこと及び工事内容が分かるもの)
- (2) 誓約書（別紙 1）
- (3) 転入前の住民票の除票又は戸籍の附票の写し
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

別紙1（第6条関係）

上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付申請における誓約書

私は、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金の交付申請に当たり、次のことを誓約します。

- 1 私は、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付要綱第3条2項に該当する者ではありません。
- 2 この補助金で整備した機器を利用し、在宅ワークを行います。
- 3 私は、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金の交付を受けるにあたり、今後1年間は転出しません。なお、1年未満の間に転出した場合は上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付要綱第8条第3項の規定による返還命令に従い、補助金を返還します。
- 4 この申請内容に係る必要事項の確認のため、担当職員が住民基本台帳情報等について確認することに同意します。

年 月 日

住 所
氏 名

Ⓜ

上野原市長 宛

第 年 月 日
号

様

上野原市長



上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付申請については、審査の結果、次のとおり決定したので、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

- 1 決定内容 交付 ・ 不交付
- 2 対象経費の額 円
- 3 交付決定額 円
- 4 不交付理由

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に上野原市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、上野原市を被告として（訴訟において上野原市を代表する者は上野原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

上野原市長 宛

住 所
氏 名
連絡先

㊟

上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった上野原市移住者
在宅ワーク環境整備費補助金について、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助
金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関等の 名 称	銀行・農協 信金・信組 ()	本店・支店 本所・支所 ()
預 金 種 目	普通（総合） ・ 当座 ・ その他 ()	
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義		

様式第4号（第8条関係）

第 年 月 日

様

上野原市長



上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定した上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金については、上野原市移住者在宅ワーク環境整備費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 返還の理由
- 2 返還する額 円
- 3 返還の期限 年 月 日
- 4 返還の方法
- 5 そ の 他